

計画部会設置要綱

令和 3 年 7 月 2 日
国土審議会決定

(設置)

- 1 国土審議会令（平成 12 年政令第 298 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、国土審議会（以下「審議会」という。）に計画部会（以下「部会」という。）を置く。

(任務)

- 2 部会は、全国の区域について定める国土形成計画及び国土利用計画に関し必要な事項について調査審議し、その結果を審議会に報告する。

(庶務)

- 3 部会の庶務は、国土交通省国土政策局総務課において処理する。

(雑則)

- 4 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(附則)

この要綱は令和 3 年 7 月 2 日から施行する。